令和８年度ひきこもり相談・訪問支援「チーム絆」地域推進事業
業務委託に係る総合評価競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。本入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価一般競争入札）である。

令和８年１月２８日

京都府知事　西脇 隆俊

１　入札に付する事項

（１）業務の名称　　令和８年度ひきこもり相談・訪問支援「チーム絆」地域推進事業業務委託

（２）業務の仕様等　入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

（３）委託期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

２　契約条項を示す場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府健康福祉部家庭・青少年支援課
電話　075-414-4304　FAX　075-414-4792
メールアドレス　kateishien@pref.kyoto.lg.jp

（２）入札説明書等の交付期間

ア　配布期間：令和８年１月２８日（水）～令和８年３月６日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時 15 分まで）

イ　配布場所及び受付場所
上記（１）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html）からダウンロードできる。

（３）入札説明会　実施しない

３　入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

４　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア　京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」とい

う。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

（ア） 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ） 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ） 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

（２）申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていない者であること。

５　資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）申請書の交付期間等

ア　交付期間：令和８年１月２８日（水）～令和８年２月２０日（金）

イ　交付場所：２の（１）に同じ。

（２）申請書の提出期間等

ア　提出期間：令和８年１月２８日（水）～令和８年２月２０日（金）

イ　提出場所：２の（１）に同じ。

ウ　提出方法

(ア)持参により提出する場合

提出期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに提出すること。

(イ)郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ　添付資料

（ア） 京都府税の滞納がないことの証明

（イ） 消費税及び地方消費税の納税証明

※(ア)及び(イ)については、発行日から３箇月以内のもの。コピー可。

（ウ） 営業経歴書

（エ） 使用印鑑届

（オ） 共同企業体で申請の場合

a　共同企業体届出書

b　共同企業体協定書

c　委任状

（カ） 参加申請者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で申請する場合は構成員全ての法人について添付すること。

a　法人登記簿謄本（１部）※発行日から３箇月以内のもの。コピー可。

b　法人定款

（キ）　参加申請者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で申請する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

a　団体の規約

b　役員一覧

（ク）　権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

（ケ）　「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の４点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）

なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

（コ）　「子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業」の評価項目で加点を希望する場合は、認定・認証を受けていることを証する書類等の写しを提出すること。対象となる認定・認証は以下のとおり。

厚生労働省	プラチナえるぼし認定
	えるぼし（３段階目、２段階目、１段階目）認定
	プラチナくるみん認定
	くるみん（新基準、旧基準）認定
	トライくるみん認定
	ユースエール認定
	もにす認定
京都府	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証
	京都わかもの自立応援企業認証
	障害者雇用推進（京都はあとふる）企業認証

オ　資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ　提出された申請書等の取扱い

（ア）　提出された申請書等は、本入札における契約の相手方の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

（イ）　提出のあった申請書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

（ウ）　申請書等の作成等に要する経費は、申請者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

６　参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和８年度ひきこもり相談・訪問支援「チーム絆」地域推進事業に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

７　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

８　参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、７による資格審査の結果を通知した日から令和８年３月３１日までとする。

９　変更届

申請書等を提出した者（６の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

（１）商号又は名称

（２）営業所の名称又は所在地

（３）法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

（４）個人にあっては、氏名

１０　参加資格の承継

（１）参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（３及び４の（１）のアからエまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア　個人が死亡したときは、その相続人

イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ　個人が法人を設立したときは、その法人

エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ　法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

（２）（１）により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

（３）（２）により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

１１　参加資格の取消し

（１）参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

（２）参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競

争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（３）（１）又は（２）により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

１２　質問の受付・回答

入札者は、入札説明書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該入札説明書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札説明書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

（１）質疑書

ア　受付期間：令和８年１月２８日（水）～令和８年２月９日（月）**正午**必着

イ　質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより２（１）に提出すること。

ウ　質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

（ア）　件名は「令和８年度ひきこもり相談・訪問支援「チーム絆」地域推進事業業務委託に関する質問」とすること。

（イ）　質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

（ウ）　質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（２）回答書

ア　回答日時：　令和８年２月１６日（月）午後２時

イ　回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html）に掲示し、個別には回答しない。

ウ　質疑及び回答書は、仕様の一部として入札条件になる。

エ　質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容についてすべて承知したものとして入札を行う。

１３　企画提案書の提出方法等

（１）提出方法

２（１）に示す場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着すること。

（２）提出期限

令和８年３月６日（金）正午

（３）様式及び提出書類

提出する企画提案書の作成方法は入札説明書等による。真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

ア　企画提案書の著作権は、申請者に帰属する。

イ　企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は申請者が負う。

（４）企画提案書に関するヒアリングの実施

企画提案書に関してヒアリングを実施する。

日程：令和８年３月１３日（金）

会場：京都府庁京都府職員福利厚生センター第４・５会議室

（京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町）

なお、実施時間については別途通知する。

１４　入札手続等

（１）入札の日時及び場所

ア　日付　令和８年３月１７日（火）

イ　時間　【乙訓地域】１０時００分

【丹後地域】１１時００分

【中丹地域】１３時００分

【南丹地域】１４時００分

ウ　場所　京都府庁京都府職員福利厚生センター第４・５会議室

（２）入札の方法

入札書は別紙様式により作成の上、持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

（３）入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは、入札を辞退できる。

この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

（４）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）開札

ア　開札は、（１）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

（６）再度入札に関する事項

ア　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加できる者がないときは、再度入札を行わない。

イ　再度入札は１回限りとする。

ウ　次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

（ア）　当初入札において不着又は辞退となった者

（イ）　当初入札において無効又は失格の入札をした者

（７）入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア　３及び４に掲げる資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

エ　落札者決定基準の失格基準に該当する者のした入札

オ　再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

（８）落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）であって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術評価点及び価

格評価点を合計した評価値が最も高い者を落札者とする。評価値が最も高いものが２人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

１５　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

１６　契約書作成の要否

要する。

１７　入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

１８　契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

１９　その他

（１）本事業は、京都府の令和８年度当初予算が成立することを条件に実施するものであり、予算が成立しない場合は契約を締結しない。また、その予算等審議の動向によっては、入札の内容の変更がある場合があり、その場合、提案者が応募に要した経費及び提案者が被る損害については、京都府は一切賠償しない。

（２）１から１８までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。

（３）入札参加者が 1 者の場合は、本入札手続を中止することがある。

（４）落札者決定基準の詳細は、別紙「令和８年度ひきこもり相談・訪問支援「チーム絆」地域推進事業業務委託　落札者決定基準」及び別表による。

（５）企画提案書の評価内容が、落札者の責めにより満足できないと認められ、再度の遂行が困難であるとき又は合理的でないときは、双方の協議により違約金を徴収する。

（６）詳細は、入札説明書による。